



令和3年4月9日

## 奨学金の案内

# 看護師奨学生を希望する看護学生の皆様へ

### (目的)

国立病院機構災害医療センターの看護師奨学生制度は、看護学校等（国立病院機構附属看護学校、看護系大学、看護専門学校）に在籍する最終学年の学生で、卒業後、国立病院機構災害医療センターへ看護師常勤職員として就職することを希望する学生に対して看護師奨学生を貸与することにより、その修学を支援することを目的としています。

### 1 申込み方法

※ 看護学校等卒業後、国立病院機構災害医療センターに看護師常勤職員として勤務することを希望する場合に限り申込みください。

- ・申込み方法：次の書類に所要の事項を記載し、令和3年4月21日（水）までに国立病院機構災害医療センター管理課給与係長に提出してください。

- ① 看護師奨学生申請書（別添様式）
- ② 履歴書（市販のもので可）
- ③ 看護学校等が発行する成績証明書
- ④ 学生証の写し（写しはA4サイズで白黒で可。なるべく1.5倍以上に拡大すること。）

### 2 看護師奨学生の選考

- ・募集人数は、若干名といたします。
- ・申込み時に提出された書類及び面接試験等を踏まえて決定します。
- ・面接試験は4月28日（水）の実施を予定しています。
- ・なお、看護師奨学生として内定された方には、国立病院機構災害医療センター院長から「看護師奨学生貸与決定通知書」が発行されます。

### 3 看護師奨学生の提出書類

- ・「看護師奨学生貸与決定通知書」を受領した日から14日以内に「看護師奨学生誓約書」を提出してください。
- ・連帯保証人が必要です。なお、連帯保証人は、一定の職業を持ち、かつ独立した生計を有している者とします。
- ・また、「看護師奨学生誓約書」には連帯保証人の自署、実印での押印、印鑑登録証明書の添付が必要です。

#### **4 看護師奨学金の額**

- ・看護師奨学金の額は、1人につき年間40万円を限度とし、無利息で貸与します。

#### **5 看護師奨学金の貸与期間及び貸与方法**

- ・貸与期間は、看護学校等の在籍する1年間とします。
- ・看護師奨学金は、7月中に指定の預金口座への振り込みを予定しています。

#### **6 看護師奨学金の返還免除**

- ・看護師奨学金は、看護学校等卒業後、1年間国立病院機構災害医療センターの看護師常勤職員として勤務した場合には、全額返還免除されます。

#### **7 看護師奨学生の資格取消し**

- ・次の項目の一に該当した場合は、資格が取り消されます。
  - ①自己の都合により、看護師奨学生を辞退したとき。
  - ②自己の都合又は学則の定めにより看護学校等を退学したとき。
  - ③看護師国家試験の受験資格が取得できないとき。また、卒業が延期になったとき。
  - ④卒業当年に看護師免許を取得できないとき。
  - ⑤当院の看護師採用試験に合格しなかったとき。
  - ⑥その他看護師奨学生が奨学金貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

#### **8 看護師奨学金の返還**

- ・6により免除にならなかった場合、7に記載した看護師奨学生の資格取消しの項目に該当した場合又は、看護学校等卒業後、国立病院機構災害医療センターに就職しなかった場合、貸与を受けた看護師奨学金について国立病院機構災害医療センター院長が指定する日までに一括返還していただきます。

#### **9 申込み及び問い合わせ先**

- ・申込み、問い合わせ、不明な点は、下記担当者まで連絡ください。

**〒 190-0014 東京都立川市緑町3256**

**国立病院機構 災害医療センター 管理課 紹介係長**

**☎ 042-526-5511 ☐ uohara.moeko.ys@mail.hosp.go.jp**

**□ <http://www.nho-dmc.jp/>**